

整理番号	計調-法申-24
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	用途規制の特例許可
概要	<p>建築基準法第48条では、各用途地域ごとに建築することのできる建築物の用途又は建築することができない建築物の用途が定められています。</p> <p>ただし、特定行政庁が、それぞれの用途地域の環境や利便を害するおそれがないと認めるものや公益上やむを得ないと認めるものについて、あらかじめ利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得て許可した場合においては、制限を緩和することができる旨が規定されています。</p>
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第48条第1項～第13項ただし書 ・建築基準法第48条ただし書き手続き要領 <p>（上記要領については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置）</p>
審査基準	<p>申請建築物の用途、規模、構造等について、それぞれの用途地域の環境や利便を害するおそれがない、又は公益上やむを得ないと認められる場合には、法による用途の制限の特例許可を行うことがあります。許可を行う際には、例えば、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないかなどを確認し、総合的に判断します。</p>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	<p>建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。</p>
手数料	¥180,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000332154.html
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。